# しょう 障がい福祉サービスガイド

いわ み ちょう ばん 【岩 美 町 版】



いわ **岩** 美 町

> れいわ **令和6年4月**

# もくじ

1.	障害者手帳に関すること	
	しんたいしょうがいしゃ て 5ょう ■身体障害者手帳 ····································	1
	りょういく て ちょう ■ 療 育手 帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	世以しんしょうがいしゃ ほ けんぶく し て 5ょう ■精神 障 害者保健福祉手 帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	ねんきん て あて かん . 年金、手当に関すること	
	しょうがい き そ ねんきん ■ 障 害基礎年金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきんとう ■障害厚生年金・障害共済年金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	とくべつしょうがいしゃ て あて ■特別障害者手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	しょうがい じ ふく し て あて ■ <b>障 害児福祉手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	2
	とくべつ じ どう ふ よう て あて ■特別児童扶養手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	しとうふようであて ■児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	しんしんしょうがいしゃ ふょうきょうさいせい と ■心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成 ····································	4
3.	い りょう  かん <b>. 医 療 に関する</b> こと	
_	~医療機関にかかるとき~	
	で りっし ネム い りょう こうせい い りょう いくせい い りょう せいしんつういん い りょう きゅう ふ ■自立支援医療 (更正医療、育成医療、精神通院医療)の給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	とくべつ いりょう ひじょせいせいと じゅう どしかしかしょう ■特別医療費助成制度(重度心身障がい者区分) ····································	5
	とくていいりょうじょせいせいと、していなんびょう ■特定医療助成制度(指定難病) ····································	6
	こう き こうれいしゃ い りょうせい と ■後期高齢者医療制度 ····································	6
_	〜医療機関にかかったあと〜	
	しんしんしょう しゃ いりょう ひじょせいせい と ■心身 障 がい者医療 費助成制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.	しょうがいしゃそうごう し えんほう しょうがいふく し かん . 障 害者総合支援法による 障 害福祉サービスに関すること	
	■サービス利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	■サービスの利用者負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	■利用できるサービスの種類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
	■利用できるサービスの種類(児童福祉法) ····································	10
	まいきはいかつし ネム じ ぎょう ■地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	そうだんしえんじぎょう せいねんこうけんせいど りょう しえんじぎょう いし そつう しえんじぎょう にちじょうせいかつよう くきゅう ふとう じぎょう 相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、	

しゅ ゎ ほう し いんようせいけんしゅう じ ぎょう 手話奉仕員養成研修事業、	いどうし えんじぎょう 移動支援事業、	たいきかつどう し えん 地域活動支援セン	ノター、その他	!の事業(	ほうもんにゅうよく 訪問入浴
サービス、日中一時支援)	)				

	にちじょうせいかつよう く きゅう ふ とう じ ぎょう ■日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	■補装具の購入・修理に必要な費用の支給 ·······	18
	ばい ちゅう ど なんちょう じ ほ ちょう き とうこうにゅう ひ じょせい ■軽・中 度難 聴 児補 聴 器等購 入 費助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5.	た じょせい げんめん かくしゅわりびき かん その他助成・減免・各種割引に関すること	
	■タクシー利用助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	■ 小規模作業所等通所費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	ぜいきん げんめん ■税金の減免 ······	20
	■自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免 ····································	20
	りどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせい ■自動車運転免許取得費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	じ どうしゃかいぞう ひ じょせい ■自動車改造費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	■ J R ·智頭 急 行·若桜鉄道旅客運賃の割引 ····································	21
	■バス料金の割引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	こうくううんちん わりびき ■航空運賃の割引 ····································	21
	ゆうりょうとう ろっこうりょうきん わりびき ■有料道路通行料金の割引 ·······	22
	えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう げんめん ■NHK放送受信料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	けいたいでんり き ほんりょうきん	22
6.	たのしえん。かん その他の支援に関すること	
	■ハートフル駐車場利用証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	■ヘルプマークの配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	<b>■緊急通報装置の設置 ···································</b>	23
	ひ かんこうどうよう し えんしゃとうろく ■避難行動要支援者登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	■メール119番通報・消防FAX119番通報・Net119緊急通報システム ····································	24
	■高齢者ファミリー・サポート・システム事業 ······	24
	世いかつかく し し きんかしつけ ■生活福祉資金貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	にちじょうせいかつ じ りつ し えん じ ぎょう ■日常生活自立支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	■障がい福祉に関する主な相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	まょうない しょうがいふくし ■ 町内の障害福祉サービス事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

### 1. 障害者手帳に関すること

種別	ないよう <b>内容</b>	が象	ひつようしょるいとう 必用書類等
身体障害者手帳	算体障がいのある方の社 会復帰、社会参加、自立の 促進を図る各種福祉サー ビスを受けるために交付 されます。	視覚、範覚、平衡機能、音声・音音・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・音響・	● 申請書  ● 指定医の診断書・意見書  ● 証明写真(※縦4 cm×横3 cm、脱層、上半身像、6 か月以内に撮影したもの)  ● マイナンバー確認書類
療育手帳	知的障がいのある芳の社 会復帰、社会参加、自立の 促進を図る各種福祉サー ビスを受けるために交付 されます。	知的機能に制約があり、同時に適応行動における障がいを弾う 状態で、それが発達期(おおむね 18歳未満)に現れた芳	●申請書  ●証明写真(※身体障害者手帳に準する)  ●マイナンバー確認書類 ※新規申請の場合、状況質問票
精神障害者福祉保健手帳せいしんしょうがいしゃふくしほけんてちょう	精神障がいのある芳の社 会復帰、社会参加、自立の 促進を図る各種福祉サー ビスを受けるために交付 されます。	一定の精神障がいがあり、長期 にわたって日常生活、または社 会生活に制約のある芳	● 時間書 は

【注意事項】・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡等された場合、手帳が不要になったときには速 やかに返還してください。

- ・手でを無くしたり、破損したため使えなくなったときは、萬爻付の手続きをしてください。
- ・住所、氏名、保護者名を変更した場合は「話け出てください。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### 2. 年金、手当に関すること

### ■ 障害基礎年金

【対象】 国民年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診断を受けた日)のある病気やケガで、法定の障害等級表(1級・2級)による障がいの状態にある芳、20歳前または日本国内に住んでいる 60歳以上 65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日がある芳(老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く)。

- しょうがいねんきん とうきゅう しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう とうきゅう こと ※ 障害年金の等級と身体障害者手帳、療育手帳の等級とは異なります。
- <sup>なつようしょるいとう</sup> たんとうまどぐち 【必要書類等】担当窓口へお問い合わせください。
- 【注意事項】 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、支給要件(保険料納付要件など)を 満たしていることが必要です。
- 【窓口】 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415 鳥取年金事務所(鳥取市扇町176) 電話:0857-27-8311

### ■ 障害厚生年金・傷害共済年金等

被保険者期間、標準報酬月額などにより算出された額が、障害基礎年益に上乗せして支給されます。 なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年益を受けるよりも軽い障害が残ったときに は障害手当金(一時金)が支給されます。

- 【対象】 ・厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に 該当する障害の状態になった方
  - ・ 障害の状態が 2 級 に該当しない軽い程度で法定の障害等級 表 (3 級)の障害の状態にある芳
- ひつようしょるいとう たんとうまどぐち 【必要書類等】担当窓口へお問い合わせください。
  - ※初診日が各種共済組合に加入している間にある方は、自分が加入している、あるいは過去 に加入していた共済組合へお問い合わせください。
- また。 い じこう しょうがいこうせいねんきん しょうがい て まてきん う 【注意事項】障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- まどぐち とっとりねんきん じょうしょ とっとり しょうぎまち 【窓口】 鳥取年金事務所(鳥取市扇町176) 電話:0857-27-8311

年金事務所への年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください。 歩やく もう し込みは「予約受付専用電話」へ! 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

### ■ 特別障害者手当

- - ※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。
- 【対象】 重度の障がいがあり、自常生活において常に特別の介護を要する 20歳以上の在宅の芳に 支給します。
  - ※施設に入所している芳、病院等に3か月以上入院している芳は対象外です。
- 「ひっょうしょういとう」 「はんていせいきゅうしょ しい し しんだいしょ しょとくじょうきょうとどけ ひ かぜいしょとくがく しょうかいねんきん いぞくねんきんとう (必要書類等] ○認定請求書 ○医師の診断書 ○所得状況届 ○非課税所得額(障害年金・遺族年金等)を証明する書類 ○住民票 ○戸籍謄本
- 【注意事項】本人の所得状況及び世帯の課税状況によっては、支給停止となります。準4位、施設入所や 「入院状況の調べがあります。また、海岸8月に所得状況についての調べがあります。
- 【窓口】 健康福祉課 生活福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

# ■ **障害児福祉手当**

- 【金額】 「月額15,690円(2、5、8、11月に前月までの3か月分を支給)(令和6年度) ※手当額は毎年の至国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。
- 【対象】 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する 20歳未満の在宅の方に支給します。

※障がいを支給事由とする年金を受給されている方、施設に入所している方は対象外です。

【必要書類等】特別障害者手当に準ずる

【注意事項】特別障害者手当に準ずる

【窓口】 健康福祉課 生活福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ 特別児童扶養手当

【金額】 1 級: 月額55,350円 2 級: 月額36,860円(4、8、11月に前月までの4か月分を支給) (令和6年度)

であてがく、まいとし、ぜんこくしょうなしゃぶっかしょう。 へんどう おう かいてい ※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。

【対象】 重度の障がいがあり、目常型活において常に特別の介護を要する 20歳未満の空管の芳に支給します。※児童が施設入前している場合は対象外です。

でつようしょるいとう にんていせいきゅうしょ いししいだんしょ じゅうみんひょう こせきとうぼん ふりこみさきこう ざもうしでしょ 【必要書類等】○認定請求書 ○医師の診断書 ○住民票 ○戸籍謄本 ○振込先口座申出書 ○マイナンバー確認書類

【注意事項】毎年8月に所得状況についての調べがあります。

まどぐち けんこうぶく しか ちいきぶく しがかり いわみ 【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ 児童扶養手当

② ゆの離婚等により交叉は樹と生計を簡じくしていない児童を養育されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

【対象】 次の条件に当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母もしくは爻、 文は母もしくは爻にかわってその児童を養育している方(養育者)

> ※「児童」とは、18歳に達する白以降、設物の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。 ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④ 交または 母の 生死が 朝らかでない 児童
- ⑤交または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥交または樹が引き続き1年以上刑務所に拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻しないで懐胎した児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ⑨ 焚または 樹が 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に 関する法律第10条第1項の 規定による保護命令を受けた 原量

### 【児童扶養手当の額】(令和6年度)

対象児童数	ぜんぶ しきゅう げつがく 全部支給(月額)	いちぶ しきゅう げつがく 一部支給(月額)		
ひとり ほんたいがく 1人(本体額)	45,500취	45,490취~10,740취		
2 人目の加算額	10,750ݣ	10,740취~ 5,380취		
さんにん め か さんがく 3人目の加算額	6,450円	6,440党~ 3,230党		

※対象児童が2人以上の方は1人目(本体額)に2人目以降の加算額を足した額になります。

であてがく まいとし ちょくしょう ひしゃぶっか しょう へんどう おう かいてい ※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

※手当を受ける方や児童が公的年金、遺族補償などを受け取ることができる場合は、手当の一部または全部が 支給停止されます。

【必要書類等】〇認定請求書 〇申請者および児童の声籍謄本 〇マイナンバー確認書類 〇年金手帳 〇手当を振り込む口座の情報が確認できるもの(申請者名義の通帳、キャッシュカードなど) 〇その他、申請事由別受給者の状況別に必要な書類

#### 【注意事項】・所得制限があります

手当を受ける芳、または配偶者および栄養義務者(同居されている親族など)の前律所領が茨の 限度額以上ある場合は、その栄養(11月から翌年10月まで)の手当の一部または全部が支給

### しょとくせいげんげん ど がくひょう 【所得制限限度額表】

ふょうしんぞくとう 扶養親族等	ほんにん 本人		ふようをなりゃる。 ほうたいしまいとう 扶養義務者(父母・兄弟姉妹等)、		
の人数	ぜんぶ しきゅう 全部支給	いちぶ しきゅう 一部支給	配偶者、孤児等の養育者		
0人	490,000円	1,920,000芒	2,360,000鬥		
1人	870,000荒	2,300,000荒	2,740,000荊		
2人	1,250,000荒	2,680,000荒	3,120,000취		
3人	1,630,000荒	3,060,000荒	3,500,000荊		
4人	2,010,000宀	3,440,000党	3,880,000		
5人自以降	いまる 1人増えるごとに 1人増えるごとに	1人増えるごとに	1人増えるごとに		
5人日以降	380,000円加算	380,000产加算	380,000 竹加算		
	ろうじんこうじょたいしょうはいぐうしゃ ※老人控除対象配偶者		老人扶養親族1人につき6万円を加算		
かさんがく加算額	1人につき 10万円を		(扶養親族が老人のみの場合は2人自		
	※特定扶養親族1人にご	つき 15万円を加算	から)		

これまで、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給することができませんでした。このたび「児童扶養手当法」が一部改正されたことに伴い、今和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額と障害年金の子の加賀部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 子ども未来課 子育て支援係 電話:0857-73-1424

### ■ 心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成

障がい児・者を挟養している芳(加入者)が、一定の掛金を続めることにより、加入者が死亡または窒度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児・者に発金が支給される制度です。世帯の課税状況等に応じて、掛釜の一部を助成します。

【金額】 掛 金:保護者の加入時の年齢により異なります。 なんきんがく 年金額:1口につき月額20,000円(2口まで加入可)

【対象】 加入者:65歳未満で健康な方

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### 3. 医療に関すること

#### ~医療機関にかかるとき~

### ■ 自立支援医療の給付

しゅべつ <b>種別</b>	立文版区がり相刊	が象	ひつようしょるいとう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
更生医療	日常生活能力 、生活能力 、生活能力 、生活能力 、大型的 、大型的 、大型的 、大型的 、大型的 、大型的 、大型的 、大型的	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方	○申請書 ○所得: 無税証 明書 ○所得: 無税証 明書 ○更生医療要否意見書 ○医療費内訳書 ○健康 時時
育成医療	手術等によって確実な 治療効果が期待される時に給付されます。	現在、身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童	○申請書 ○所得·無知証明書 ○扶養状況申告書 ○自立支援医療(育成医療)申請書 ○健康保険証(写し)
精神通院医療はいしんつういんいりょう	通院による精神医療を 継続的に受ける場合に **給付されます。	統合失調症、躁うつ病、高次 総機能障害、アルコール依存 症、てんかんなどの精神疾患 で、通院による精神医療を継 系統的に受ける芳	○申請書 ○所得・課税証明書 ○自立支援医療費支給認定の申請に 「係る同意書 ○指定医の診断書 ○健康保険証(写し) ○年金支払通知書・額改定通知書また は年金の振り込まれた通帳の写し ※障害年金・遺族年金受給者

「また。いしこう」 じゅうしょ しめい けんこう ほけんしょう していいりょう きかん へんこう ばあい とどけで ひつよう 【注意事項】・住所、氏名、健康保険証、指定医療機関を変更する場合には届出が必要です。

・更新する場合も当初と同様の手続きが必要です。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ 特別医療費助成制度(重度心身障がい者区分)

重度心身障がい者が医療を受けたときの自己負担分を県と町が助成します。

【対象】 ·身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方

- ・療育手帳(A判定)をお持ちの方(療育手帳B判定でも身体障害者手帳3、4級をお持ちの方は該当となることがあります。)
- ・精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方

でつようしょるいとう しょうがいしゃ て ちょう しょとく か ぜいしょうかいしょ しんこう ほ けんしょう (必要書類等) ○障害者手帳 ○所得・課税証明書 ○健康保険証

【注意事項】医療機関などの受診の際は、健康保険証と特別医療費受給資格者証を窓口で提示してください。本人の所得および世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

### ■ 特定医療助成制度(指定難病)

難病の態者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができます。難病のうち、歯が定めた基準に該当する 338疾病(令和3年11月1日施行時点)が医療費助成の対象となります。ただし、病状が歯の定める基準を満たしていないときは認定されません。

新規申請の際は、鳥取県ホームページにて「手続きのご繁内」を事前にご確認ください。 なお、申請が認定となった場合に、医療費助成が適用される期間は申請を受け付けた日からとなります。 指定難病の診断を受けられた場合には、お草めにお手続きください。

まどぐち とっとり しょけんじょ ほけんいりょうか とっとり しとみやす に ちょう め ばん ち とっとり しゃくしょえきなんちょうしゃ 【窓口】 鳥取市保健所 保健医療課(鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎)

#### ■ 後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある芳は、本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象】・障害年金(1、2級)を受けている方

- ・身体障害者手帳(1~3級)をお持ちの方、身体障害者手帳(4級)をお持ちの方で音声機能等の障害、下肢機能障害の一部の方
- ・療育手帳(A判定)をお持ちの方

でつようしょるいとう しょうがいしゃ て ちょう しょう しょうしょ (必要書類等) | 障害者手帳 | ○障がいの状態を明らかにするための国民年金等の証書 | ○健康保険証

【注意事項】後期高齢者医療の保険料、自己負担額などは、担当課にお問い合わせください。

まどぐち いわみちょうやくば ほんちょうしゃ じゅうみんせいかっか ほけんがかり でん ね (窓口) 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415

### ~医療機関にかかったあと~

### ■ 心身障がい者医療費助成制度

医療機関および薬局で支払った医療費の一部を助成する制度です。

いりょう きが 医療機関において支払われた医療費が、通院・入院は 1,200円/日を超えた額を、院外薬局は全額 助成します。

【対象】 身体障害3、4級、療育手帳B判定、精神障害保健福祉手帳2、3級をお持ちの方 ※本人または、扶養義務者に所得税がかかっていない。

【必要書類等】○申請書 ○医療保険証 ○障害者手帳

【注意事項】・手帳が交付された翌月から対象になります。

・医療費助成の請求には、①医療費領収書②医療保険証③受給者証が必要です。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415

### 4.障害者総合支援法による障害福祉サービスに関すること

ですがいのある芳たちのための障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」に基づいて提供されます。 障害福祉サービスは、芳きく「首立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

岩美節では、障がいのある芳やその保護者からサービス利用の相談を受け、様々な等門の職員と協力しながら、その芳にふさわしい支援を行います。

### ■ サービス利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、岩美町健康福祉課(地域福祉係)(以下、町)への単請が必要です。必要なサービスを正しく利用できるように、町や相談支援事業所が支援します。

- ①相談 まずは、町に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は町に申請します。
- ②中請 申請書を町に提出します。申請のときに必要となる書類など、詳しいことは町にお問い合わせください。
- ③ 調査 「ちょう しょく いが、サービスの利用を希望する本人の家族に対して、「障がいや生活などの「状況」をお聞きします。
- **⑤サービス等利用計画案の作成依頼** 和談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する方の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。
- (6支給決定) ④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの せきゅう けってい 支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- プサービス等利用計画の作成 ⑥支給決定が行われた後、計画相談支援事業所は、サービス担当者会議を開いて、障害福祉サービス事業所などと連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。
- **8事業所との利用契約** 障害福祉サービス事業所を選んで利用契約をします。
- **⑨サービスの利用開始** 「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画に沿ったサービスを利用します。
- **⑩モニタリング** 一定期間ごとにサービス利用 状況 を振り返り、利用の 状況 に応じたサービス 利用計画の見置し(モニタリング)が 行われます。
- ※障害支援区分:障がいの特性や心質の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを崇すものです。 区分1~6 までに分けられています。この区分を首安にして、利用できるサービスの内容や量などが 決まります。

### ■ サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が資超し、残りは一部が資超します。利用者資超の割咎は、原則1割です。 月ごとにかかる利用者資超額には、世帯の所得に常じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量に関わらず、上限額以上の資超はありません。

#### ● 障がいのある方の利用者負担

	- 11 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			
区分	世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)		
生活保護	せいがつほうご じゅきゅうせたい 生活保護受給 世帯	0門		
低所得	「cpラみムゼハ ty か ゼハ ty たい   住民税非課税世帯	0円		
いっぱん 一般1	(京うみがいかないせないしょくらわり まんえん ままれ) 住民税課税世帯(所得割16万円未満) ※ 入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者は除く	9,300荒		
いっぱん 一般2	上記以外	37,200円		

<sup>※</sup>入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者は、住民税課税世帯の場合「一般2」になります。

#### ● 障がいのある児童の利用者負担

区労	世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
生活保護	せいかつほうこ じゅきゅう せたい 生活保護受給 世帯	0円
ていしょとく <b>低所得</b>	じゅうみんぜい なっか ぜいせ たい   住民税非課税世帯	0 円
いっぱん 一般1	(注意) はたい はたい (注意) (注意) (注意) (注意) (注意) (注意) (注意) (注意)	4,600党
	しょとくわり まんえん みまん (所得割28万円未満) 人所施設利用者	9,300党
いっぱん 一般2	上記以外	37,200党

### が得を判断するときの世帯の範囲

18歳以上の方 (施設に入所する 18、19歳を除く) …本人とその配偶者

18歳未満の方 (施設に入所する 18、19歳を含む) …保護者の属する 住民基本台 帳 での世帯

### ■ 利用できるサービスの種類

### 訪問系サービス

### ●首宅での暮らしを支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給付の種類
諸宅介護   (ホームヘルプ)	首宅で、犬溶、排せつ、養事などの手筋けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに付き添いもします。	
重度訪問介護	董い障がいがあり、常に、介護が必要な芳に、首宅での「犬茶、排 せつ、後事などの手聞けをします。また、外出するときの移動の 支援もします。	かいごきゅうふ 介護給付
でゅうとしょうがいしゃとうほうかつ し 重度障害者等包括支 えぬ 援	がまるの必要性がとても高い方に、	

### ●外出を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給付の種類
同行援護	視覚障がいがあり、一人での移動が難しい芳に、外出するとき に同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読も します。	かいごきゅうふ
こうどうえん ご 行動援護	知的障がいや精神障がいがあり、一人での行動が難しい芳に、 危険を避けるために必要な行動の手助けや外出するときの移動 の支援をします。	介護給付

### ●介護する家族などを支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給付の種類
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが病気になったときや、心労の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、後事や入浴の支援をします。	介護給付

# 日中活動系サービス ●昼間の活動を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給 付の種類
生活介護(デイサービス)	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排せつ、養事などの手助けをします。また、レクリエーション活動も行います。 18歳未満の方は、児童福祉法に基づく施設給付の対象になります。	101000
りょうようかい ご 寮養介護	病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な方に機能訓練や療養上の管理、着護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行うこともできます。 18歳未満の方は、児童福祉法に基づく施設給付の対象になります。	が護給付

### ●自立や就労を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅう ふ 給付の種類
りつくんれん   自立訓練   まのうくんれん   (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機 のう せいかつのうりょく こうじょう 能や生活能力を向上させるための訓練をします。	
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる ちいまののうりょく こうじょう 知識や能力を向上させるための訓練をします。	
	一般企業などで働くことが難しい芳に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶ A塑と、雇用契約を結ばない B塑があります。	訓練等給付
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある芳が、就労にともなう環境変化による生活館の課題に対応できるように、企業や首名への訪問、来所により必要な支援をします。	

いゅうろうせんたく し えん 就 労選択支援	たっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい でき   である だい はい と	
	るよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労	
	のうりょく できれどう   あった選択の支援を行います。	

### 居住系サービス

●住まいの場で生活を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給 付の種類
施設入所支援	首宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せ つ、食事などの手助けをします。	かいこきゅうふ
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な がには介護サービスも行います。	訓練等給付
じ りつせいかつえんじょ 自立生活援助	施設を利用していた障がいのある芳が一人暮らしを始めた時に、 生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な 助言などの支援をします。	訓練等給付

### ■ 利用できるサービスの種類(児童福祉法)

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や 集団生活のために必要な訓練などで発達や首立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

### ●子どもの発達や自立を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうふ しゅるい 給付の種類
り とうはったこと 込む 児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知 臓を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	
きょくほうもがた 居宅訪問型 りとのはったこし えん 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	1.240.10
放課後等デイサービス	はいがくちゅう しょう ないとう ないとう ないとう ないとう ないとう ないとう ない で かいの ある 児童を対象 にして、放課後や 寛休みなど の 長い またい ない で で で で で で で で で で で で で で で で で で	しょうがい じ 管害児 ううしょし えき しき
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援 賞が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをしま す。	
はした。いりょうが、 福祉型・医療型 はうがいり にゅうしょ し 私 障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入済させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。障がいのある児童の入済サービスについては、鳥取県福祉相談センターが窓口になります。	原言所以 障害児 にゅうしょし 入所支援

### ■ 地域生活支援事業

じぎょうめい	明美内容
相談支援事業	障害のある方や児童、その保護者などの様々な相談に応じ、必要な 情報の提供や助賞を行います。
せいねんこうけんせい ど りょう しえん じぎょう	また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がいまたは 精神障がいのある方の権利擁護を図ります。
いしきつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	聴覚障がい、視覚障がいまたは失語症等があり意思疎通に支援が   必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具給付等事業	日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。
しゅ ね ほう し いんようせいけんしゅう じ ぎょう 手話奉仕員養成研修事業	また。
移動支援事業	屋外で移動が難しい方の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動を支援します。
地域活動支援センター	レクリエーション活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある方を支援します。
そ 日 に	訪問により
そ   日に   訪問入浴サービス   の	障害のある方の日中における活動の場を確保し、日ごろ介護にあたっている家族の休息を支援します。

ー りょうしゃ ふたん ※利用者負担はサービスによって異なります。詳しくは健康福祉課にお問い合わせください。

### ■ 日常生活用具給付等事業

にませいから 日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活用具購入・貸与の費用の支給が必要だと認められる方で、登書類等】〇申請書 〇身体障害者手帳または療育手帳

○その他、申請者の障がい状態別に必要な書類

【注意事項】・所得に応じた自己負担の上限があります。

- ・種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
- ·住宅 改修 を伴う場合は、着工前 に申請が必要です。
- ・労働者災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。
- ・同一種目の再購入の場合は、原則として耐用年数の経過が必要です。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ○種目と対象者等

かいご くんれん し えんようぐ 介護・訓練支援用具

71 D.			
しゅもく <b>種目</b>	障がいおよび程度	性能等	たいようねんすう 耐用年数
特殊寝台	かしまた。たいか、きのうしょうがい。きゅう いじょう 下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯 し、原則として使用者の頭部数び脚 部の傾斜角度を個別に調整できる 機能を有するもの。	8年

特殊マット	児童相談所文は如的障害者更生相談所において重度文は最重度知的障がい児・者として判定された智及び下肢文は体幹機能障害 2 級以上(原則としてそれぞれ 3歳以上の者)	に接続の防止型は失禁等による汚染型は損耗を防止できる機能(マットは変臭)にビニール等の加工をしたもの)を有するもの。	5年
特殊尿器	下肢文は体幹機能障害1級で常時介護を有する者で原則として学齢児以上の者	「尿が自動的に吸引されるもので、   障害者支は介護者が容易に使用し   得るもの。	5榮
入浴担架	下肢 なは 体 幹機 能 障 害 を 認 い に な い な な な な な な な な な な 、 、 、 、 、 、 、 、	障がい児・者を抱架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	下肢気は体幹機能障害2級以上で持続を養さる。 で下着交換等に介助を要する者 (原則として学齢児以上の者)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則3歳以上の者	介護者が障がい児・者を移動させる にあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天笄走行型その他怪宅改修 を弾うものを除く。	4年
訓練いす(障がい 児のみ)	下肢文は体幹機能障害 2 級以上 で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付ける ものとする。	5年
訓練用ベッド(障 がい児のみ)	かしまたはないない。あっちょうがい きゅう いじょう 下肢文は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	腕文は脚の訓練ができる器具を備え たもの。	8年

#### じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具

ロエエルス light く 種目	障がいおよび程度	せいのうとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
入浴補助用具	下肢文は体幹機能障害で、入浴に が近かを要する者	大浴時の移動、座位の保持、浴槽への大浴時の移動、座位の保持、浴槽への大水等を補助でき、障がい児・者 支は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修 を伴うものを除く。	8年
便器	下肢文は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	障がい児・岩が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)ただし、取り替えにあたり、住宅改修をできるのを除く。	8年
T字状・棒状のつえ	<b>平衡機能</b> 又は下肢もしくは体幹機 のうしょうがい <b>能障害</b>	主体: 木材(十分な強度を有するもの) 外装: 二ス塗装 付属品: 夜光材	3年

	T		
		主体: 軽金属 がいまさきと 外装: 塗装なし ふきなか 付属品: 夜光材	
おります   対象が   対	平衡機能文は下肢もしくは体幹機 の能障害を宥し、家庭内の移動において介助を要する者(原則として 3 歳以上の者)	おおむね次のような性能を有すること。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移棄動作の補助、設差解消等の制具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を存っものを除く。	8年
頭部保護帽	平衡機能交は下肢もしくは体幹機能では一下肢もしくは体幹機能では一下肢もしくは体幹機能では、これがんの発作等により、頻繁に転倒する知的障がい児(者)・精神障がい者	転倒の衝撃から頭部を保護できる もの。 A スポンジ、業を主材料に製作。 B スポンジ、第、プラスチックを主材 料に製作。	3年
特殊僅器	上肢障害2級以上文は児童相談所・東京時間がい者更生相談所で重度力は最重度の知的障がい児・者と判定された者で、原則として学齢児以上の者	定踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので塩水温風を出し得るもので塩水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8榮
かさいけいほうき	障がいの種別に関わらず火災緊生 の感知・避難が困難な著(障がい者 のみの世帯炎びこれに準ずる世 帯)	室内の火災を煙では熱により態丸し、普支は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。(ただし、1世帯に 2台を限度とする。)	8年
自動消火器		室内温度の異常上昇文は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期 火災を消火し得るもの。	8年
電磁調理器	根覚障害2級以上又は児童相談所・知的障害者更生相談所において重度文は最重度知的障がいた。 児・者と判定された者で18歳以上の者	障がい児・者が容易に使用し得るも の。	6年
歩行時間莚長信 号機用小型送信機	しないようがいしゃ きゅう いじょう けんそく 視覚障害者2級以上で原則とし で学齢児以上の者	魔がい児・者が容易に使用し得るも の。	10年
聴覚障がい者用 整内信号装置	聴覚障害2級以上で学齢児以 にようの者	いまでである。 いまできるもの。	10年

### ざいたくりょうようとう しえんようぐ 在宅存養等支援用具

在毛療 養等支援用具		1110212	±11 = 240 / ±2
しゅもく <b>種目</b>	障がいおよび程度	性能等	たいようねんすう 耐用年数
邊特達	しんそうき のうしょうがい きゅう いじょう じょうれん 腎臓機能障害3級以上で、自己連 そくけいこうしきなくまくかんりゅうほう しーネーびーでいー 続携行式機能で流法(CAPD)	透析液を加温し、一定温度に保つも の。	5年
***	による透析療法を行う者(原則として3歳以上)		J <del>+</del>
ネブライザー(吸 入器)	呼吸器機能障害3級以上文は同 程度の障がい児・者であって、必要 と認められる者	魔がい児・者が容易に使用し得るも の。	5年
電気式変吸引器	呼吸器機能障害3級以上文は同程度の障がい児・者であって、必要と認められる者	魔がい児・者が容易に使用し得るも   の。	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法 を行う者	障がい児・者が容易に使用し得るも   の。	10年
まきじんようたいおんけい おん 盲人用体温計(音 声式)	視覚障害2級以上で障がい者の みの世帯文はこれに準ずる世帯	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計			5年
宣人用体重計 宣人用体重計 とうみがくけっちゅうさん そ 関う 動が血中酸素飽 かとそくていき 和度測定器(パル スオキシメーター)	呼吸器機能障害又は心臓機能障害3級以上又は難病患者等で医師の意見書により人工呼吸器の装置が必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリング することが可能な機能を有し、難病 態者等が容易に使用できるもの。	5年
人工呼吸器 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼吸 (大工呼 (大工中	身体障がい児・者文は難病患者で、在宅で人工呼吸器等を装着している者	対象者交は介助者が容易に使用し得るもの(空電器及びインバータを含む。)給付は、自家発電機文は外部バッテリーのいずれか 1種首とする。	5年

#### じょうほう いしきつうしねようぐ 情報・意志疎通支援用具

しゅも< <b>種目</b>	障がいおよび程度	世紀等	たいようねんすう 耐用年数
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由 児・者であって発生発語に著しい 障がいを有する者(原則として学 齢児以上の者)	携帯式で、言葉を普声文は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
におぼう つうしん し 読まう 情報・通信支援用 く 具	しょう しき のうしょうがいまた しかくしょうがい 上肢機能障害又は視覚障害	パソコン 周辺機器やアプリケーションソフト。	ひとり 1人につき かいかぎ 1回限り
<u> </u>	しかくしょうかいおようない。 もゅう いじょう 視覚障害及び視覚障害2級以上 かつ 聴覚障害2級以上で、必要 と認められる者	文学等のコンピューターの画面情報 を点学等により宗すことのできるも の。	6年

てんじき	し、かくしょうがい	ひょうじゅんがた	
点字器	しかくしょうがい <b>視覚障害</b>	標準型 A 32 マス 18 行、両面書真鍮板製 B 32 マス 18 行、両面書プラスチック製(点筆を含む)	7年
		携帯崩 A 32 マス 4 行、作置書アルミニューム製 B 32 マス 12 行、作置書プラスチック製(点筆を含む)	5年
☆ション	しからいかい まからい にから は	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
視覚障 が い 著開 ポータブルレコー ダー	しからしょうかい きゅう いじょう げんぞく 視覚障 82級 上で原則として がられい じいじょう まの 学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚文は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
視覚障がい者用 からと改善読上げ装 活字文書読上げ装	しなくしょうかい きゅう いじょう 視覚障害2級以上で、原則として がくない じょう もの 学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、普声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害がい・者が容易に使用し得るもの。	6年
がくだいとくしょき拡大読書器	視覚障がい児・者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上の者	画像人的装置を読みたいもの(節副物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
音人用時計	視覚障害2級以上。なお、普声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用できる もの。	10年
聴覚障がい者用 発信装置	聴覚障がい支は発声・発語に著しい障がいを着する者であってコミュニケーション、繁急連絡等の手酸として必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障がい者が容 易に使用できるもの。	55
聴覚障がい者用 ・はうほうじゅしんぞう ま 情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装 量によりテレビの視聴が可能になる者	学幕及び手話通訳付の聴覚障がい と対象を対してテレビ報信で学幕及 び手話通訳の映像を合成したもの。	6年

1:4.こうこうとう	こうとうてキしゅつしゅ	ふうしキ	1
人工喉頭	<u>にうとうで</u> いっしゃ 喉頭摘出者	留式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて音源を口腔 内に導き構音化するもの。 付属的: 気管カニューレ	4年
		電動式 電動式 電動式 を記す がける できません できません できまない できまない できまない できまない できまない きない できまない できる こうくうかい きない きんしゅうでんき はいかい こうくうでんき おいかい こうくうでんき おいかい こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こ	5年
点字図書	堂に、情報の入手を点字によって いる視覚障がい者	点学により作成された図書。	_
福祉電話(資与)	聴覚障がい支は外出困難な身体障がい者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、繋急連絡等の手段として必用があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	
ファックス(賛与)	聴覚文は音声機能若しくは言語機 の記述が書る 級以上で、電話では意 ・ 大麻通困難な者(障がい者のみの世帯文はこれに準ずる世帯)	魔がい者が容易に使用し得るもの。	_
人工內耳用充電器	聴覚障がい者であって、人工内耳 を装用している者	人工内耳装開者が容易に使用し得る もの。	5年
人工內耳角充電	聴覚障がい者であって、人工内耳 を装用している者	人工内耳装開者が容易に使用し得る もの。	1年
大学の主要を表している。 大学の主要を表している。 一手プロセッサ)	聴覚障がいにより人工内耳埋込 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いりが ほけん たいよう 医療保険の対象とならないもの。	5年
人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、人工内耳 を装用している者	人工内耳装開者が容易に使用し得る もの。	3年
人工内耳用イヤー モールド	聴覚障がい者であって、人工内耳 を装用している者	人工的直装開著が容易に使用し得る もの。	_

### はいせつかんりしえんようぐ排泄管理支援用具

排泄管理支援用具 しゅきく 種目	によう 障がいおよび程度	せいのうとう 性化等	たいようねんすう 耐用年数
ストーマ装具	ストーマ造設者(医師の判断による書	蓄便袋 性別 を使用した密封 を使用した密封 を使用した密封 を使用した密封 を使用した密封 を使り激性の影響 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	_
が おむつ 等	3歳以上であって、次のいずれかに該当すると医師の判断による書面をもって証明された者。ア治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマを装着することができない者イ先天性疾患(先天性鎖肛を診らした)に起因する神経障がいによる高度の排便気は排尿機能障がい者	縦おむつ サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装臭、 尿・取りパットも可。	_
が扱わむつ等	ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成語 を表表に対する 証的 は に 対する 証的 は に 対する 記述 する 記述 する 記述 する 記述 する 記述 する 記述 する が に 記述 か に 記述 な		_

探尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。 ラテックス製 と
---

#### は字なりを

しゅも<	障がいおよび程度	tいのうとう	たいようねんすう
<b>種目</b>		性能等	耐用年数
居宅生活動作補 助用具	下肢、体幹機能障がい艾は乳幼児期以前の非進行性の脳療能障害に限る。)を有する学齢児以上の障がい児・者であって3級以上の者。(特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	障がい児・者の移動等を円滑に する角臭で設置に小規模な住 を改修を伴うもの。	原則1回限

## ■ 補装具の購入・修理に必要な費用の支給

構装具(下肢装具、車椅子、補聴器など)の購入や修理にかかる費用が支給されます。

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの方等で、補装具費の支給が必要だと認められる方では要書類等】 ○申請書 ○身体障害者手帳

【注意事項】・所得に応じた首己負担の上限があります。

- ・種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
- ・労働災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

#### ●種目と対象者等

●住口に対象目の				
障がい	しゅもく <b>種目</b>	びまう備考		
	もうじんあんぜん 盲人安全つえ			
視覚	<b>義眼</b>	0		
	めが 眼鏡	0		
	<sup>ほちょう き</sup> 補聴器	0		
	** b, (*********************************	0		
しないふじゅう    肢体不自由	く 装具(上肢・下肢・靴型・体幹)	0		
	を い ほ じ そう 5 座位保持装置	0		

	くるまぃょ でんどうくるまぃょ 車椅子・電動車椅子	0
	<sup>ほこうき</sup> 歩行器	0
	まこう ほじょ 歩行補助つえ	
(18歳未満のみ)	をいるよう。 きゅうほじく とうぶ ほじく 財液 ほじょく 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	0
両下肢機能全廃および言語機能喪失	じゅうとしょうがいしゃようい しでんたつそうち 重度障害者用意思伝達装置	0

- ○は申請の際に医師の意見書が必要です。
- ◎は申請の際に医師の意見書もしくは支給判定にあたり鳥取県福祉相談センターへの業所が必要です。

# ■ 軽・中度難聴児補聴器等購入費助成

たがいばないというがいというないにようがいしゃてきょう。こう、ないにようない、軽・中度難聴児の補聴器購入等の負地では、となったが、となったが、軽・中度難聴児の補聴器購入等の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

【対象】 身体障害者手帳の交付の対象とならない 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある難聴児

「ひつようしょるいとう」 しんせいしょ いしいけんしょ 【必要書類等】 ○申請書 ○医師意見書

【注意事項】種目ごとに耳の状態、基準額などの制限があります。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### 5. その他助成・減免・各種割引に関すること

#### ■ タクシー利用助成

自家用軍等のない世帯で、公共交通機関の利用が困難な軍を障がい者を対象に、岩美町内の医療機関にない診療科への通院にかかるタクシー費用の9割(上限額6,000円)を助成します。

(たいしょう ロップ・カェうしゃ しょ じ 【対象】 自家用車を所持していない市町村民税非課税世帯で、下記のいずれかに該当する世帯員

- (1) 下肢または体幹機能障がい2級以上の方で、岩美町高齢者移送サービスに利用登録がされており、公共交通機関の利用が困難であると認められる方
- (2) 療育手帳名の所持者で公共交通機関の利用が困難であると認められる芳
- (3) その他町長が特に必要と認める方(例:パニック障害)
- ※施設入所者、「生計同一証明」による自動車税減免に係る障がい者、生活保護受給者の方は 対象外となります

【利用範囲】 自宅から岩美町内にない診療科までのタクシー利用(往路のみ)

※岩美町内に営業所があるタクシー事業所に限ります

【必要書類等】〇申請書 〇日付の入ったタクシーと医療機関の領収書

「利用回数」 同一年度に 12回(途中で申請された方は、残りの月数)

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ 小規模作業所等通所費助成

小規模作業所等の通所に要した費用の一部を助成します。助成額は、3か月定期代の通所日数に対する 公共交通機関の規定する運賃(首宅から作業所等までの公共交通機関のそれぞれの最寄りの停留所または駅を基準に算定した料金)の3分の1の単額です。

【対象】 自宅から片道2km以上ある障害福祉サービスの事業所に通う方

【必要書類等】〇申請書 〇通所日数証明書

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

#### ■ 税金の減免

納税者本人やその配偶者、扶養親族が障がいのある方である場合に、所得税、相続税、贈与税の障害 者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 『必要書類等】担当窓口へお問い合わせください。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話:0857-73-1413

### ■ 自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免

いないないないで、 心身に障がい等がある方に係る自動車について、一定の要件に該当する場合は、上限額以内で、自 をうしゃけいじょうしゃけいからなったり 動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免を受けられます。

【対象】・一定程度以上の障がいのある方が運転する場合

・一定程度以上の障がいのある方の通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため、生計を一にする方等が運転する場合

※生計を一にすることを証明する「生計同一証明書」は福祉事務所が発行します。

ていまうしょるいとう たんとうまどぐち 【必要書類等】担当窓口にお問い合わせください。

【注意事項】・障がいの種類に応じて、対象となる障がい程度(等級)に制限があります。

・減免を受けることができる自動車は障がいのある方1人につき1台までです。

・自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は対象外です。

まどぐち じどうしゃぜいしゅべつわり じどうしゃぜい けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 【窓口】 自動車税種別割・自動車税および軽自動車税環境性能割

> 東部県税事務所(島取市立川町6丁自176) 電話:0857-20-3511 | 東部県税事務所(島取市立川町6丁自176) 電話:0857-20-3511 | 軽白動車税種別割

にいるちょうやくば ほんちょうしゃ ぜいま か かぜいがかり でん わ 岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話:0857-73-1413

### ■ 自動車運転免許取得費助成

当可えている。 普通自動車運転免許を取得するのに要した費用(教習所に通うための交通費、照明写真代は除く) について、3分の2以内(上限額:10万円)で助成します。

【対象】 以下の条件を全て満たす方

- ・下肢機能障害の程度が1級もしくは2級である身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ・第1種の普通自動車運転免許を取得してから1年を経過しない方
- ・助成を受けようとする運転免許に関し、他の助成を受けてない方
- ・違義党許取得により就職が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認めらる芳 【必要書類等】〇申請書 〇障害者手帳 〇運転免許証 〇取得に要した費用の領収書 【注意事項】助成は1人につき1回限りです。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

## □ じどうしゃかいぞう ひじょせい 自動車改造費助成

【対象】 以下の条件を全て満たすだ

- ・上肢、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳をお持ちの芳で、自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造しなければ運転に、著しく支障を生じる芳
- ・首らが所有し、運転する首動車の操向装置等の一部を改造することにより社会活動への参加が認められる場合

【必要書類等】○申請書 ○身体障害者手帳 ○見積書および改造予定部分の改造前の写真 ○運転免許証 ○所得証明書

【注意事項】・所得制限があります。

- ・助成は1人につき1車両、同一車両については1回限りです。
- ・改造前に申請が必要です。改造後の申請はお受けできません。
- 【窓口】 ばんこうがく しか ちいきがく しかがり いわま (健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### JR·智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引

ふつうじょうしゃけん たんどく じょうしゃ される場合は、片道の営業キロが 100 kmを超える区間に限ります。)が5割引 (片道ずつ)になります。

- ※本人が 12歳未満の場合に限って、介護者の通勤定期乗車券が5割引になります。
- ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、智頭急行(普通回数乗車券)および若桜鉄道(定期乗車 ばん ふううかけうじょうしゃけん ふううじょうしゃけん せんない わりびきせいと 券、普通回数乗車券、普通乗車券)線内について割引制度があります。
- ・第1種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方(本人および介護者1名)
  - 、 でいきじょうしゃけん しょう にていき じょうしゃけん わりびきたいしょうがい かっつうがいすうじょうしゃけん かっつうきゅうこうけん ※定期乗車券(小児定期乗車券は割引対象外です。)、普通回数乗車券、普通急行券の 旅客運賃についても割引されます。
  - ・第2種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方(本人のみ)
- ひっよっしょるいとっ こっにゅっ じょうがいしゃ て ちょっ てい じ 【必要書類等】購入時に障害者手帳を提示してください。
- 【注意事項】・特急券は割引対象外です。
  - ・JRと連絡会社(智頭急行・若桜鉄道)を連続して利用する場合は片道の通算営業キロが 100 kmを超えていれば割引対象です。

Uziva-act にほん J R 西日本 【窓口】

http://www.westjr.co.jp/

ま づきゅうこう でんり 智頭 急 行 電話: 0858-75-2595 <u>http://www.chizukyu.co.jp/</u>

被談話: 0858-82-0919 <u>http://www.infosakyu.ne.jp/~wakatetu/</u>

### バス料金の割引

乗車料金が5割引になります。(※町営バスについては無料になります)

「バス介護」の表示のある身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方:本人と介護者1名

- にも提売してください。)
- 【注意事項】手帳の種別によって対象とならないものもあります。詳しくは各会社へお問い合わせください。 にっこう 日交バスの乗車料金については別途助成がありますので、詳しくは企画財政課へお問い合わせ
- いわかちょうゃくば ほんちょうしゃ きかくざいせいか でん カ 岩美町役場 本庁舎 企画財政課 電話:0857-73-1412 【窓口】 町営バス に ほんこうつう でん わ 日本交通 電話: 0857-23-1122 <u>http://www.nihonkotsu.co.jp/</u>

### ■ 航空運賃の割引

本人および於護者1名の大人普通運賃の約25%~37%が割引になります。

こうくうがいしゃ 航空会社のカードを提示する必要があります。

「デュー・シェラ」 【注意事項】・航空会社により割引率が異なります。

- ・小児運賃の設定はありません。
- ・他の割引運賃との重複利用はできません。
- ・割引は国内定期航空路線に限ります。 ・詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

まどくち けんないこくないせん えーえぬえーこくないせん よやく あんない 【窓口】 県内国内線 ANA国内線予約・案内センター 電話:0570-029-222

### ■ 有料道路通行料金の割引

つうきん つうがく つういんとう にちじょうせいかつ ゆうりょうどう ろ りょう ばあい つうこうりょうきん やく わりびき 通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合に、通行料金が約5割引になります。

がいこしゃ、うんてん しょ しゃたいしょうがいしゃ て ちょう だい しゅ りょういく て ちょう えーはんてい を かた 介護者が運転する場合:身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(A判定)をお持ちの方

でつようしょるいとう しんせいしょ しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう じょうしゃけん き しょう うっ 【必要書類等】○申請書 ○身体障害者手帳 または療育手帳 ○自動車検査証(写し)

○運転免許証(写し)

【ETCを利用する場合】※本人運転のみ

〇E T Cカード(障がい者本人名義のもの) 〇E T C車載器セットアップ証明書(写し)

【注意事項】・営業用の自動車、トラック類は対象となりません。

・割ばたい。 からず をします。 からず をします。 からず をします。 有効期限の2 か月前から更新手続きが可能です。

まどぐち けんこうふく しか ちいきふく しがりいわる 【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内)電話:0857-73-1333

#### ■ NHK放送受信料の減免

ほうぞうじゅしんりょう ぜんがく 放送受信料の全額または半額が免除されます。

#### 

しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう せいしん ほけんかく して ちょう 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯 生ないか、 ちょうみんぜい ひ か せい の ば あい 全員が町民税非課税の場合

#### はんがくめんじょ

以下のいずれかに該当の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

- ・身体障害者手帳(障がいの種類が視覚障害または聴覚障害)
- ·身体障害者手帳(1·2級)
- りょういく て ちょう えーはんてい ・療育手帳(A判定)
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)

でつようしょるいとう しんせいしょ しょうがいしゃ て ちょう うつ いんかん (必要書類等) ○申請書 ○障害者手帳(写し)○印鑑

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ 携帯電話基本料金の割引

月々の基本料金の割引が受けられます。さらに、会社によっては通話料や各種サービス、契約事務手数 料などが割引になることがあります。

「注意事項】割引は利用者一人につき、1回線に限ります。

[窓口] docomo 総合案内 電話:0120-800-000

a u 総合案内 電話:0077-7-111

そぶとばんく そうごうあんない でんり Softbank 総合案内 電話:0800-919-0157

### 6. その他の支援に関すること

#### ■ ハートフル駐車場利用証の交付

様できる。 を対している。 を対している。 を重している。 を重している。 を重している。 を重している。 を重している。 を要先している。 を優先している。 を優生している。 を優生している。 を優生している。 を優生している。 を修生している。 を修生し

- 【対象】 ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、高齢・難病等により歩行が困難な方
  - ・けが、妊娠等により一時的に歩行が困難な方
  - はったつしょうがいとう ほこう かいじょしゃ とくべつ ちゅうい ひつよう かた・発達 障害等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方

- ・利角には有効期限があります。引き続き利角の必要がある場合は更新の手続きをしてください。
- ・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡された場合等、利用証が不要となった場合は遊がしてください。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

### ■ ヘルプマークの配布

義だや人工関節を使用している芳、内部障がいの芳、難病の芳、妊娠初期の芳など、護助や配慮を必要としていることが外覚からわかりにくい芳が、周曲の芳に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。ご希望の芳にストラップ、バッジのどちらかを 1個無償で配布します。

【注意事項】配布の際、「援助や配慮を必要とする状態」(障がい等の種別)についてお尋ねします。

まどくち けんこうぶく しか ちいきぶく しがかり いわみ 【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内)電話:0857-73-1333

#### ■ 緊急通報装置の設置

きゅうびょう さいがい じとう きんきゅう じ じんそく てきせつ たいおう はか きんきゅうつうほうそう まっせっち 急 病 や災害時等の緊急 時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急 通報装置を設置します。

- 【対象】・おおむね 65歳以上の一人暮らしの高齢者、もしくはこれに準ずるとずきなうなられたがたかかる。 高齢者世帯等
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

ひつようしょるいとう しんぜいしょ しょうがいしゃ て ちょう うつ 【必要書類等】○申請書 ○障害者手帳(写し)

【注意事項】・近隣の方2名以上の協力が必要です。

- ・固定電話が設置されている必要があります。
- ・電池代、電話代は利用者負担です。

【窓口】 健康福祉課 介護保険係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1322

### ■ 避難行動要支援者登録

災害が発生した時に、自力で避難が難しい高齢者や障がいのあるが(「避難行動要支援者」といいます。) などが、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みを地域の方とともに作ります。

【対象】・身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方

- ・療育手帳(A判定)をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
- ・介護保険(要介護区分3~5)の認定を受けられている方
- ・これらに準ずる状態にある難病患者
- ・その他災害時に地域の支援が必要な方

【必要書類等】〇申請書 〇障害者手帳等(写し)※所持者に限る

【注意事項】・緊急時の連絡先の登録(2名)が必要です。

・施設に入所されている方、入院されている方は対象になりません。

まどぐち いわみちょうゃくば ほんちょうしゃ そう む か ち いきぼうさいがかり でん わ (窓口) 岩美町役場 本庁舎 総務課 地域防災係 電話:0857-73-1411

### ■ メール 119番通報・消防FAX119番通報・Net119緊急通報システム

携帯電話やパソコンのメール、FAX、スマートフォン等のアプリから「火災」や「救急」の緊急通報を受け 付けます。※鳥取県東部消防局管内に随ります。

【対象】 鳥取県東部地域にお住いのが、または運動・通学している方で、会話(音声)による意思の伝達が困難な方 ※原則として身体障害者手帳をお持ちの方

#### 【必要書類等】【メール 119番】

事前の登録が必要です。メール 119番通報申込書を健康福祉課へ提出してください。 はずにきない とうろくかいようで、メール 119番通報申込書を健康福祉課へ提出してください。 消防局の登録完了後、指定センター(119@tottori-119.jp)から登録完了メールが送信されます。

#### 【FAX119番】

事前の登録は不要です。 関節の通報用紙(消防FAX119番)に記入してFAXしてください。 送信先FAXは高番なしの 119番です。

#### (Net119)

- ・GPS機能を育し、インターネットに繋えるかの言な携帯で置え、スマートフォン、タブレットをお持ちの がた、その端末で電子メールの送受信が可能な方が対象です。
- ・事前登録が必要です。岩美町専用 Q R コードを読み取るまたは空メールを送信し、登録用 U R L から 前請を行います。 前請内容については健康福祉課が確認します。 その後 I D とパスワードがメールで描きます。

### ■ 高齢者ファミリー・サポート・システム事業

こうれいのだっしょう かんこう かんこう とう しゅうじっ で 充実した生活を送っていただけるよう、地域の方々の自発的な きゅうしょ 協力によりサービスを提供します。

【対象】 ・町内に居住し、在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者等とその家族 【注意事項】・サービスを利用するには「依頼会員登録」が必要です。

#### し えんかつどう しょうさい ・**支援活動の 詳**細

しえんないよう 支援内容	掃除・洗濯・費い物・話し相手・草取り・雪かき等
支援時間	「「「」」」「「」」「」」「「」」「」「」」「」「」「」「」「」「」「」「」
りょうりょう	1時間当たり 500円(交通費および材料費は別途)

【窓口】 岩美町社会福祉協議会 電話:0857-72-2500

### ■ 生活福祉資金貸付

る。 福祉資金の貸付と必要な相談支援を行います。

【対象】 ・低所得者世帯…前年所得の12分の1が生活保護費の2倍未満の世帯

・障がい者世帯…障がいのある方が属する世帯

【貸付内容】 福祉資金(じま) いりまん しまん しょう まこうにゅうなしま まこうにゅうな (しまん) にとうしまう ひまう (しまん) とうしょう (しまん) (しまん) ないりょう ひょう (しまん) (ないりょう ひょう) ないりょう ひょう (ないりょう) ないりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいり (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいり (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないりょう) はいりょう (ないり

【窓口】 岩美町社会福祉協議会 電話:0857-72-2500

### ■ 日常生活自立支援事業

住み憧れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

【対象】 認知症や知的障がい・精神障がいのある方等で、判断能力が十分ではない方、日常生活に不安のある方

### 

る。 福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをお手伝いします。

#### 【日常的金銭管理サービス】

性活動の払い戻し、公共料金の支払いや年金の受け取りなど日常的なお釡の管理をお手伝いします。

#### 【書類等預かりサービス】

つうちょう いんかん しょうしょ たいせつ しょるい 通帳、印鑑、証書など大切な書類をお預かりします。

【利用料金】·1時間以内:1,200円(以降30分ごとに 600円)

・書類等の預かりサービス:月額200円

### ■ **障がい福祉に関する主な相談窓口**

#### <基幹相談支援センター>

しょう 障がいや病気のある方からの相談に応じて、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

施設の名称	所在地	でんりばんごう電話番号	ふぁっくすばんごう FAX番号
島取県東部4町基幹相談支援	高取市東今在家73-6	(0857)	(0857)
センター		68-1632	68-4055

### そうだん し えん じ ぎょうしょ <相談支援事業所>

障がい福祉に関する一般相談をお受けします。

施設の名称	所在地	でんりばんごう電話番号	ふぁっくすばんごう FAX番号
ね談支援センター	鳥取市湯所町1丁曽131番地	(0857)	(0857)
サマーハウス		36-1151	36-1152

### <障がい者相談員>

身体障がいのある芳や知的障がいのある芳の日常の相談などに応じるために身体障がい者相談員、知的 障がい者相談員を育が萎属しています。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係(岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

## ■ 町内の障害福祉サービス事業所

	■ 門内シングは日間は プロスサネバ				
	事業所名	所在地	でん か ばんごう <b>電話番号</b>	ふぁっくすばんごう FAX番号	
訪問系	しゃかいぶらし ほうじん 社会福祉法人 いらまうまかい 岩美町 社会福祉 協議会	岩美町浦富645番地	(0857) 72-2500	(0857) 72-3811	
日中活動系	からふる	いのみ ちょううらどの 岩美町浦富1418番地2	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314	
	NPO法人 きなんせこども館	版 まききうらどの 岩美町浦富2475番地33	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314	
	という。 岩美かたつむり工房	いのままずに い 岩美町新井269番地	(0857) 72-0200	(0857) 72-0200	
	おあしす	いわか ちょううらどの 岩美町浦富1048番地8	(0857) 77-3681	_	